

高齢社会対策大綱（平成13年12月閣議決定）の概要

1 趣旨

高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法に基づいて政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針である。平成8年に最初の大綱を策定してから5年が経過したことから、13年12月、高齢社会対策の推進の基本的在り方に関する有識者会議（座長：清家篤慶応義塾大学教授）の報告（13年9月）等を踏まえ、新しい大綱を閣議決定した。

この大綱では、今後、戦後生まれの人口規模の大きい団塊の世代（1947（昭和22）～1949（昭和24）年生）が高齢期を迎え、我が国は本格的な高齢社会に移行することから、高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢を明確にするとともに、対策の一層の推進を図るため、分野別の基本的施策の枠を越え、横断的に取り組む課題を設定し、関連施策の総合的な推進を図ることとした。

2 基本姿勢

（1）旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は全体としてみると健康で活動的、経済的にも豊かになっている一方、その属性に応じて多様であるという実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図る。

（2）予防・準備の重視

従来の高齢期における健康面、経済面、社会関係等に係る問題への対処にとどまらず、若年期から問題を予防し、老後に備えるという国民の自助努力を支援する。

（3）地域社会の機能の活性化

高齢者の主体的な地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するように、条件整備を図る。

（4）男女共同参画の視点

高齢期の男女差、特に男性より平均余命の長い女性高齢者の暮らし方、経済状況、健康問題等の実態を踏まえ、男女共同参画の視点に立って施策を推進する。

(5) 医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用

医療・福祉、情報通信等に係る先端的な科学技術の成果が、高齢者にも広く行き渡るよう、研究開発及び活用の両面での条件整備を図る。

3 横断的に取り組む課題

(1) 多様なライフスタイルを可能にする高齢期の自立支援

年齢にとらわれずに多様なライフスタイルを実践したいとする者が増えるとともに、一人暮らしや要介護等の高齢者も増えることを踏まえ、これらの者に対応した施策の展開を図る。

(2) 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

就業における年齢制限その他の社会参加への妨げや、逆に年齢だけで一律に優遇している扱いについて見直しを行うものとする。

また、高齢者に係る人権侵害に積極的に対応する。

さらに、ユニバーサルデザインの普及を図る。

(3) 世代間の連帯強化

国民が家族構成等に応じて世代間で連帯できる条件の整備を図る。

また、社会保障制度等については、給付と負担の均衡を図るとともに、年齢にかかわらず、能力に応じ公平に負担を求める。

さらに、就業その他の社会的活動への老若の共同参画を促進する。

(4) 地域社会への参画促進

NPOの活動基盤の整備、地域に密着した起業の支援を図る。

また、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境のバリアフリー化を図る。

さらに、就業世代を含め生涯を通じた地域社会への参画を促進する。

4 分野別の基本的施策

上記の高齢社会対策の推進の基本的在り方を踏まえ、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境等の分野別の基本的施策に関する指針を定め、これに沿って施策の展開を図る。